



事務連絡
平成 28 年 1 月 14 日

全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

平成 28 年度税制改正大綱の決定について（お知らせ）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 12 月 16 日に平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党）が決定されました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査等に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

廃棄物関係で盛り込まれた事項は、別紙（平成 28 年度税制改正大綱（廃棄物関係抜粋））のとおりです。

つきましては、貴連合会傘下の各都道府県産業廃棄物協会等産業廃棄物処理の関係者に広く周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

○平成 28 年度税制改正の大綱

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf

担当者：

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 水谷・小久保

TEL：03-5501-3156（直通）

(別紙)

平成 28 年度税制改正大綱 (廃棄物関係抜粋)

(1) 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

〔大綱 70~71 頁〕

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

【補足説明】

- ・先行積立制度は、収益が低迷したときに備え、総維持管理積立金の早期積立を可能とするために創設された制度である。これにより、確実な維持管理積立金の積立を担保することができるほか、周辺住民の維持管理に係る不安を早期に払拭することも期待できる。
- ・他方、租税特別措置の観点からは、先行積立制度ではその額を事業者が決定することができるとされていることから、事業者による損金算入の操作性についての懸念を財政当局より指摘されたところである。
- ・このため、平成 28 年度税制改正大綱により、通知額を超えてなされた先行積立てに係る積立額については、損金の額に算入できないことが明確化された。

【参照条文】

○租税特別措置法（抄）

（特定災害防止準備金）

第五十五条の六

青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該事業年度において同法第八条の五第一

項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

※個人については第二十条の二に、連結法人については第六十八条の四十六に同様の趣旨の規定。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（維持管理積立金）

第八条の五

特定一般廃棄物最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）について第八条第一項の許可を受けた者（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

- 2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）にしなければならない。
- 3 （略）
- 4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、環境省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

（準用）

第十五条の二の四

第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。）について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場

合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(維持管理積立金の算定基準)

第四条の九

法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。
(略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができます。

(略)

3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てことができる。

4・5 (略)

(2) 公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

〔大綱 53 頁〕

公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場^(※1)：1/2、PCB 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設^(※2)：1/3、汚水・廃液処理施設：1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村条例で定める割合）について、ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物の最終処分場について、課税標準を価格の 2/3 とする見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

(※1) ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

(※2) PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

